

記者発表資料 1枚

令和3年3月2日  
福島県土木部建築住宅課

## 2月13日に発生した地震により住宅が被災した方へ県営住宅を提供します。

- 1 提供対象 2月13日に発生した地震により住宅が被災（全壊、大規模半壊、半壊）し、継続的な居住が困難となった方。※収入基準要件、同居親族要件は問いません。
- 2 提供住戸数 各地区（南会津を除く）5戸程度（申し込み多数の場合は、追加予定）

- 3 申込方法等 受付期間 令和3年3月3日（水）から当面の間

受付窓口	住宅所在地	受付窓口	お問い合わせ番号
	県北地区	県北建設事務所 行政課	024-521-2498
	県中地区	県中建設事務所 行政課	024-935-1427
	県南地区	県南建設事務所 行政課	0248-23-1616
	会津若松地区	会津若松建設事務所行政課	0242-29-5427
	相双地区	相双建設事務所 行政課	0244-26-1207
	いわき地区	いわき建設事務所 行政課	0246-24-6109

提供を希望する住宅を所管する窓口へお問い合わせのうえ、必要書類を添えてお申し込みください。

申込書類や申し込み方法は以下のHPをご覧ください。

また、上記受付窓口でも申込書類を配布します。

罹災証明が未交付の場合は、被災状況の申告により申し込み可能です。

### 【ホームページURL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/zisin-keneijyuutakuteikyou1.html>

- 4 提供期間 3ヶ月（被災した住宅の復旧状況により延長あり。ただし、最長でも地震発生日から1年間を限度とする）
- 5 使用料 無償（光熱水費、共益費、給湯器等のリース料は自己負担）
- 6 その他 一時的に避難された方のうち県営住宅の入居資格者要件に該当する方で、さらに継続して入居を希望する方については、災害による特定入居として正式に入居することもできます。